

国民健康保険資格確認書の更新について

8月は資格確認書の更新時期です。**現在使用している資格確認書、限度額適用認定証の有効期限は7月31日です。**マイナ保険証を登録している人には資格情報のお知らせを、登録していない人には資格確認書を送付します。8月1日以降に医療機関を受診される場合は、マイナンバーカードまたは新しく届いた資格確認書をご提示ください。

新しい資格確認書の有効期限は令和9年7月31日となります。

よくあるお問い合わせ

●資格確認書が届きません

新しい資格確認書は、7月下旬に、世帯主様宛てに世帯の国保加入者全員分をまとめて「簡易書留」で住民票の住所へ郵送します。不在などで受け取りができなかったときは、不在票をご確認の上、期限内に郵便局に再配達を依頼してください。不在票も見当たらない場合は、ご家族が受け取っている可能性もありますので確かめください。

7月中にお手元に届かない場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

●資格確認書の有効期限がほかの人と違います

令和9年7月31日までの間に70歳または75歳の誕生日を迎える人は、資格情報が切り替わることから有効期限が異なります。新しい資格確認書は有効期限前に、町または宮城県後期高齢者医療広域連合が発行し郵送します。

■70歳になる人の有効期限

⇒70歳になる誕生月の月末まで

翌月からは負担割合が明記された資格確認書に切り替わります（町が発行）

■75歳になる人の有効期限

⇒75歳になる誕生日の前日まで

75歳になる誕生日当日からは後期高齢者医療保険の資格確認書に切り替わります（宮城県後期高齢者医療広域連合が発行）

●すでに社保に加入しているのに、国保の資格確認書が届きました

国保以外の健康保険（協会けんぽや船員保険、共済組合など）に加入した場合は、国保の喪失届が必要です。現在加入している健康保険の資格確認書（資格情報のお知らせ等）と、届いた国保の資格確認書をお持ちの上、速やかに町民税務課窓口または歌津総合支所で手続きを行ってください。

詳しくは、町のホームページをご覧ください。

●限度額適用認定証を交付されているのに、資格確認書と一緒に届きません

限度額適用認定証は、現在交付されている人でも8月1日以降に改めて交付申請を行う必要がありますので、町民税務課窓口または歌津総合支所で申請をお願いします。

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373



令和8年度の国民健康保険税率改正のお知らせ

令和8年度の国民健康保険税率を改正します

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が保険料（税）を出し合って、みんなで支え合う社会保障制度です。将来にわたり、加入者の皆さまが安心して国民健康保険を利用できるよう、国民健康保険税率等を改正します。加入者の皆さまにはご負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【税率改正内容】

		令和7年度 (改正前)	令和8年度 (改正後)	標準保険税率 (県本算定)
医療分	所得割	6.0%	7.3%	8.82%
	均等割	27,000円	29,000円	30,280円
	平等割	22,000円	22,000円	23,110円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.3%	2.8%	3.41%
	均等割	11,000円	12,000円	12,433円
	平等割	8,000円	8,000円	8,460円
介護納付金分	所得割	1.8%	2.5%	2.79%
	均等割	12,000円	13,000円	14,049円
	平等割	5,000円	5,000円	5,569円
子ども・子育て 支援納付金分 (新設)	所得割		0.3%	0.31%
	均等割		1,000円	1,080円
	18歳以上均等割		100円	109円
	平等割		800円	825円

●子ども・子育て支援金制度について

「子ども・子育て支援金制度」は医療保険制度に加入しているすべての人から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を行うことにより、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

支援金は加入する医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療、協会けんぽ、共済組合等）の保険税・保険料とあわせて徴収されます。

本町において普通徴収（納付書・口座振替等での納付）の方は令和8年度第2期以降、特別徴収（年金からの天引き）の方は令和8年度10月期以降の国民健康保険税から納税していただきます。

詳細はこども家庭庁のホームページをご覧ください。



南三陸町国民健康保険税の財政状況について

国民健康保険の被保険者が納める国民健康保険税は、**国民健康保険制度を維持していくための財源**となります。宮城県では、令和12年度に国民健康保険税の税率を県内全市町村で統一することとしています。

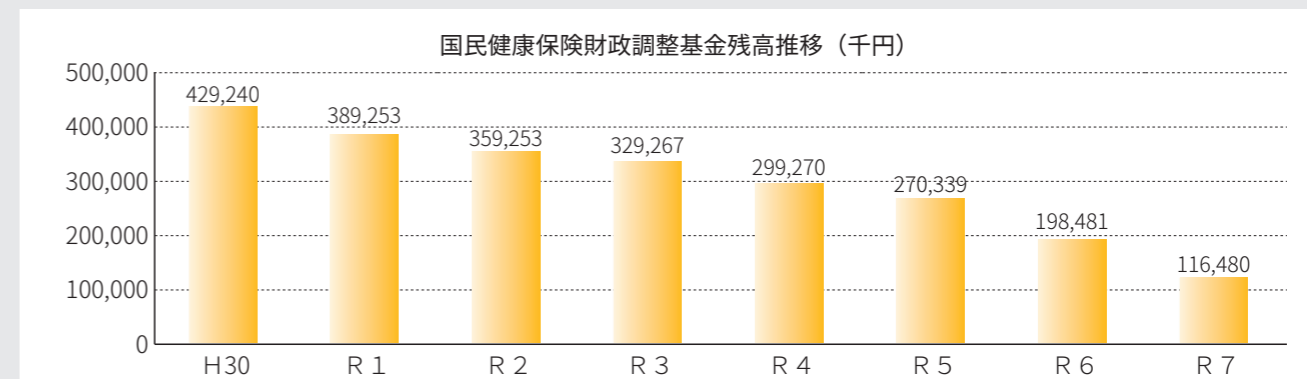
本町では、被保険者負担を軽減するために県が示す国民健康保険税率（標準保険税率）を大きく下回る税率を設定しており、必要な歳出に対して歳入が少なく、赤字が発生しています。赤字分は財政調整基金を取り崩して補填しており、**財政運営が厳しい状況**です。

国民健康保険財政の歳出の中で多くの割合を占めるのが保険給付で、被保険者の高齢化、医療の高度化により、一人当たりの医療費は年々増え続けています。

現在、特定健診を推進し、被保険者の病気の早期発見や健康増進を図ることで将来的な保険給付費の削減を目指していますが、安定した国民健康保険の運営のためにも、**今後は国民健康保険税の税率改正を毎年度実施することが必要です。**

【令和6年度までの一人当たり医療費等】（直近5年）

年度	一人当たり 医療費(円)	全体医療費 (千円)	一人当たり 保険税額(円)
令和2年度	399,076	1,497,734	102,802
令和3年度	418,425	1,543,152	99,079
令和4年度	433,164	1,559,390	86,356
令和5年度	449,914	1,541,856	97,449
令和6年度	464,490	1,521,670	94,411



☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

後期高齢者医療保険資格確認書の更新について

8月は資格確認書の更新時期です。**現在使用している資格確認書の有効期限は7月31日です。**8月1日以降に医療機関を受診するときは、マイナ保険証または新しく届いた資格確認書をご提示ください。

新しい資格確認書の有効期限は令和9年7月31日となります。

令和8年8月から
資格確認書の
交付要件が変わります。

- ①84歳以下の人でマイナ保険証有の人→『資格情報のお知らせ』が届きます。
- ②84歳以下の人でマイナ保険証無の人→『資格確認書』が届きます。
- ③85歳以上の人→マイナ保険証の有無に関わらず『資格確認書』が届きます。

よくあるお問い合わせ

●8月になっても資格確認書が届きません

個人ごとに簡易書留でお送りしています。不在などで郵便受けに不在票が入っている場合もありますので、ご確認の上、期限内に郵便局に再配達を依頼してください。郵便局での保管期間が切れた場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

●自己負担割合が前より高くなりました。なぜですか？

医療機関窓口での自己負担割合は、一般の人は1割、一定以上の所得のある方は2割、現役並み所得者は3割となります。自己負担割合は、8月から翌年7月までを区切りとし、その年度の住民税課税所得や同一世帯の後期高齢者の所得状況などによって判定されるため、自己負担割合が変更となる場合があります。

●限度額適用認定証の交付を受けたい

後期高齢者医療保険の限度額適用認定証の交付は終了しましたが、マイナ保険証を利用されている人は、手続きなしで限度額が自動適用されます。

資格確認書を利用されている人は、申請により、資格確認書に限度額を併記することで適用が受けられますので、町民税務課窓口で手続きください。

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

